

活動費・行動費に関する細則

平成 27 年 6 月 13 日制定

(総則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「本会」という）の事業活動における会員と会員役員の参加を保障するため、活動費並びに行動費の支給基準およびその運用について定める。

(定義)

第 2 条 この細則にいう活動費とは、本会主催の事業においてその運営に関係する役割を担い、事業を行う上で責任を保障するために支払うことができる手当をいう。

2 この細則にいう行動費とは、本会の事業活動において役割を担い、その事業遂行のために時間的な制約、行動責務を有する場合に支払うことができる手当をいう。

(事業活動の原則)

第 3 条 本会の事業活動は、非営利団体の目的の基本に従い、その活動に対しては原則として無報酬とする。

2 この細則に定める活動費および行動費は、本会事業に積極的に参加する会員および役員に対して、補完的な理由で手当てされるものであり、活動および行動による対価として支給するものではない。

(禁止事項)

第 4 条 活動費、行動費に定める手当、および講師謝礼金はいずれの場合も重複してはならない。

(活動費の手当基準)

第 5 条 本会の事業活動において、実行委員、実務委員としてその事業に従事し、その実務時間が合計で 4 時間を超える場合に一人につき 2,000 円の手当をすることができる。

2 公益事業等における活動、実務において、本会会員以外の者または関連団体と協力体制での活動においては、1,000 円単位で一定の増額による手当をすることができる。

3 上記 2 項の場合、関係部局長より事前に増額分の金額と理由を提示した上で、本会会長の承諾を得なければならない。

(行動費の手当基準)

第 6 条 本会の事業遂行またはそのために移動を伴う行動において、時間的制約および責務を有する場合に、一人あたり 2,000 円の手当をすることができる。ただし、県内での行動においては、合計で 4 時間以上の会務を手当ての対象とする。

- 2 宿泊、移動にかかる旅費、交通費については、別に定める旅費細則に準ずる。
- 3 宿泊を伴う行動において、前泊の場合は前日分として 2,000 円を加算することができる。
- 4 行動日当日に宿泊を要する場合（後泊）は、翌日分の行動費として 2,000 円を加算することができる。
- 5 上記以外の場合においては、主催部局長または会長が必要と認めた場合に手当てができる。ただし、この場合の手当ては単年度において一人あたり 2 回までを上限とする。

（細則の変更）

第 7 条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

（附 則）

この細則は、平成 27 年 6 月 13 日から施行する。